

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公表番号】特表2016-539730(P2016-539730A)

【公表日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-069

【出願番号】特願2016-537985(P2016-537985)

【国際特許分類】

A 46 B 9/04 (2006.01)

A 46 B 11/06 (2006.01)

A 46 B 11/02 (2006.01)

【F I】

A 46 B 9/04

A 46 B 11/06

A 46 B 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月2日(2016.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口腔ケア器具であって、

ハンドルと、

前記ハンドルに連結されたヘッドと、

前記ヘッドから延在する少なくとも1束の毛束を備え、前記少なくとも1束の毛束は、
共押し出しされたコア部及びシース部を備える少なくとも1本の複数構成部ブラシ毛を有し、
前記シース部は前記コア部の第1の部分を包囲し、前記コア部の第2の部分は、前記
複数構成部ブラシ毛の先端部において前記シース部から突出しており、

前記シース部は、第1のプラスチックを備え、

前記コア部は、第2のプラスチックを備え、

前記コア及びシース部のうちの一方は、口腔ケア添加剤を備え、前記コア及びシース部
のうちの他方は、口腔ケア添加剤を有さない前記口腔ケア器具。

【請求項2】

前記コア部は、前記口腔ケア添加剤を含有し、前記シース部は、前記口腔ケア添加剤を
含有しない請求項1に記載の口腔ケア器具。

【請求項3】

前記シース部は、前記口腔ケア添加剤を含有し、前記コア部は、前記口腔ケア添加剤を
含有しない請求項1に記載の口腔ケア器具。

【請求項4】

複数構成部ブラシ毛であって、

コア部と、

シース部と、を備え、

前記シース部は前記コア部の第1の部分を包囲し、前記コア部の第2の部分は、前記
複数構成部ブラシ毛の先端部において前記シース部から突出しており、

前記シース部は第1のプラスチックと第1の口腔ケア添加剤を有し、

前記コア部は第2のプラスチックと第2の口腔ケア添加剤を有し、
前記第1の口腔ケア添加剤は、前記第2の口腔ケア添加剤とは異なる前記複数構成部ブラシ毛。

【請求項5】

前記第1と第2のプラスチックは、それぞれエッティング液で侵食可能である請求項4に記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項6】

前記複数構成部ブラシ毛の先端部は、自由端に向かって移動すると横断面積が減少する円錐形状を有する請求項4から5のいずれか1つに記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項7】

前記第1のプラスチックは、エッティング液によって侵食可能であり、前記第2のプラスチックは、エッティング液に対して化学的に耐性を有する請求項4から6のいずれか1つに記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項8】

前記第1の口腔ケア添加剤は、前記第1のプラスチックに混合された粒子の形態であり、前記第2の口腔ケア添加剤は、前記第2のプラスチックに混合した粒子の形態である請求項4から7のいずれか1つに記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項9】

前記第1と第2の口腔ケア添加剤はそれぞれ、松の木の抽出物と塩の混合物、茶葉抽出物、真珠粉、ネフライトパウダー、チャコールパウダー及び抗バクテリア剤からなる群から選択される請求項4から8のいずれか1つに記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項10】

前記第1の口腔ケア添加剤は、第1のキャリヤによって保持され、前記第2の口腔ケア添加剤は第2のキャリヤによって保持される請求項4から9のいずれか1つに記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項11】

前記第1のキャリヤは、前記第1のプラスチックより溶融温度が高く、前記第2のキャリヤは、前記第2のプラスチックより溶融温度が高い、請求項10に記載の複数構成部ブラシ毛。

【請求項12】

口腔ケア器具であって、

ハンドルと、

前記ハンドルに連結されたヘッドと、

前記ヘッドから延在する少なくとも1束の毛束であって、前記少なくとも1束の毛束は、請求項4から11のいずれか1つに記載の、少なくとも1本の複数構成部ブラシ毛を含む、前記少なくとも1束の毛束と、を備える、口腔ケア器具。